

はじめに

昨年1月15日に国内で初めて新型コロナウイルス感染症が確認されて以来、その猛威は止まるところを知らず、収束どころかその兆しささえ見えない状況となり、コロナウイルス感染症に翻弄された1年でありました。

神奈川県においては、令和3年2月下旬から、入所部門の高齢福祉施設、障害福祉施設の職員を対象に希望する施設においては2週間おきに1人3回を限度にPCR検査を実施することとなり、早速、第一回が始まりました。

一方、国では一般の医療従事者へのワクチン接種も3月には始まる予定になっています。その後、65歳以上の高齢者から順次ワクチン接種が始まっていけば、感染拡大がどのように推移していくのか、よい方向を期待したいと思っています。

また、昨年からの感染防止のために、マスクの着用、手指消毒、3密回避や「新しい生活様式」等が提唱され、当法人の利用者も外出の制限など多くの制限が加わりましたが、この状況の中でも明るく、楽しく生活ができるように工夫を凝らしてきました。

今後も、医師・看護師・理学療法士・作業療法士・薬剤師・管理栄養士・社会福祉士・介護福祉士・相談員・保育士・事務職員など多種多様な人材が一丸となって利用者支援の充実を図り、令和3年度が一日も早く希望が持てる年になるよう前進していきたいと思っています。

各部門別事業計画

事 務 部

1 方 針

法人の円滑な運営のため各部署とのコミュニケーションを強化すると共に、個々のスキルアップに努めます。

2 目 標

- (1) 定款の規定を踏まえ、理事会、評議員会を適宜、開催します。
- (2) 経理規定に基づいた、適正な会計処理、財務管理を行います。
- (3) 人材の確保・育成・定着に努めます。
- (4) 設備の保守点検や備品類の更新等、適切な資産管理を行います。

3 評議員会・理事会の開催

- (1) 定款の規定を踏まえ、評議員会・理事会を適宜、開催します。
 - ・5～6月 前年度の事業報告及び決算報告他
 - ・11月 補正予算、上半期事業報告及び上半期決算報告他

- ・ 3月 補正予算、翌年度の事業計画及び予算他
その他必要の都度、理事会、評議員会を開催します。

- (2) 理事、監事、評議員は令和3年5～6月に行われる定時評議員会の終結をもって任期満了となるため役員等の改選を行います。そのため評議員選任・解任委員会・理事・評議員会を適切に開催いたします。

4 経理事務等

- (1) 毎月予算執行率表等の経営状況資料を作成し、月次報告により事業の執行状況や経理上の課題を的確に把握しつつ、予算の補正等の対応を適切に行います。
- (2) 障害サービス事業費請求や医療請求事務を適切に行います。
- (3) 年1回、監事監査を実施し、財務状態及びその計算書類の記載内容についての確認を行います。

5 労務等

- (1) 就業規則、給与規程に沿った適切な労務管理を行います。
- (2) 関係法令の改正に留意します。
- (3) ハローワーク、新聞広告、ホームページ、人材紹介会社等を活用し、人材確保に努めます。

6 防災等

- (1) 防災訓練、消火訓練を毎月実施します。総合防災訓練及び消防署への通報連絡訓練を年2回、通常避難訓練を年6回、夜間想定避難訓練を年3回、地震想定訓練を年1回実施します。
- (2) 災害発生時の職員・家族の安否確認や情報発信訓練を実施します。

施 設 部

<重症心身障害児施設>

(生活支援課)

1 方針

職員一人ひとりが権利擁護の理解を深め安全や健康面に配慮し、個別性と自己選択を重視した支援を心がけ、関係部署と連携を図りながらチームの力をたかめて、安心と充実した生活が過ごせるサービスを提供します。

2 目標

利用者のライフサイクルに沿って、人権や主体性を大切にして一人ひとりの意思決定のプロセスを大事にし、「新しい生活様式」に配慮した生活支援の充実に努めます。

また、利用者の状態の変化に敏感に気づく気配りを行い、変化がある場合はカンファレンスを行うなど、他部署との連携を行い組織的な対応をします。

3 内容

(1) 個別支援計画の充実

利用者の健康に留意するとともに、一人ひとりの意思を尊重した個別支援計画を策定し、計画に基づいた充実感あふれる生活を実現します。今年度より個別支援計画の様式を変更することにより具体的な計画立案と透明性のある取組にして支援の充実を図ります。

また、一人ひとりの体調や身体機能の把握に努め、変化がある場合は関係者による検討を積極的に行っていきます。

(2) 危機管理の徹底とサービス内容の向上

ヒヤリ・ハットの検証を徹底し、改善策の策定を積極的に行います。また、必要な既存の業務手順書の見直しを行い、個別性を重視しながらも標準化されたサービスの向上にも努めます。

(3) 日中活動（余暇活動）支援の充実

集団での日中活動の他、個別活動や趣味別の小集団の活動を行い、利用者個々の状況に合わせ、意思決定を視野に入れて一人ひとりの自己実現に向けた支援を展開します。

(4) 職員の人材育成

内部研修の充実や外部研修への積極的な参加、日々の様々なカンファレンス面談などを通じて、職員一人ひとりの体力面にも視野に入れ資質の向上を図ります。

また、職員個々の意見が反映されるよう、カンファレンスでの決まりごとの周知徹底が図れるよう、風通しのよい職場環境づくりを目指します。

(5) ボランティアの活用

ボランティアセンターとの連携を強化し、積極的にボランティアの参加を促し、個別支援の充実を図ります。

(6) 短期・中期入所事業の充実

短期および中期入所枠を活用し、相談窓口との連携のもと在宅障害児者の支援に努めます。短期利用調整の窓口として調整する職員一人ひとりのスキル向上を図ります。

(看護課)

1 方針

利用者の個別性を尊重した対応に心がけ、健康と現機能の維持をすることにより、生活の質の向上を図る看護を展開します。

2 目標

- (1) 個々の利用者の日々の生活に応じた安全安楽に配慮した質の高い看護を行います。
 - ・日々の関わりや細かな観察から異常の早期発見と、早期対応を行います。

- ・利用者のその人らしさ、その人にとっての最善を考え、人権を尊重した看護を行います。
 - ・年齢を重ねる中でも利用者の持つ力を最大限引き出す看護を行います。
 - ・地域社会の情報を収集しながら、感染対策など予防に努め、制限がある中でも可能性を見出し、健康の維持、向上を図ります。
- (2) 高い倫理観と専門的な知識・技術に支えられた優れた看護を行います。
- ・現状にとどまらず、看護会議、ケースカンファレンスを通し、日々の自らの看護を振り返り、看護実践能力を高めます。
 - ・法人内研修にとどまらず、外部研修にも積極的に参加することで看護能力と実践能力を高めます。
 - ・自らの学びを周囲に伝達することで、全体の看護の向上を図ります。
- (3) 多職種と協働のもと、利用者の生活の質の向上を行います。
- ・他職種との話し合いを通して、お互いの専門性を尊重し、信頼のもと、利用者のトータル的な生活の評価を行い、より高い生活の質の向上に向けた看護を行います。
- (4) 医療安全管理の徹底とサービスの向上を図ります。
- ・ヒヤリハットの分析、評価を行い、これまでのデータの分析を照らし合わせながらカンファレンスを通して改善策を導きます。また、マニュアルや日々の業務を見直し、周知、実践、評価を繰り返して、安全管理を徹底した環境のもとより良い看護の提供に結び付けます。

(診療課)

<リハビリ外来等>

1 方針

入所者を含む地域の障害児者の健康と生活をリハビリテーション（以下「リハビリ」）の視点から支えます。また、職員各々が向上心を持って業務に携わり、利用者のリハビリ内容の充実を図るとともに、お互いの特性を尊重し、経験年数を問わず良い点を支え、不足している点を補い合います。

2 目標

- (1) 利用者に対して個別でのリハビリ介入により、心身機能の維持向上を図るよう努めます。
- (2) 利用者本人を中心として、家庭・地域での暮らしを支援するよう努めます。
- (3) 新規利用者も可能な範囲で積極的に受け入れます。
- (4) デイサービス利用者や県西地区の重症心身障害児・者についても、必要に応じて現状把握し、要望に対応するよう努めます。

3 内容

(1) 入所者へのリハビリ

ア リハビリの必要頻度を見極めて個別介入します。また日々の利用者との関わ

り合いや生活評価・介入、姿勢管理や生活解除等の相談対応等も臨床業務として取り組みます。

イ 医師・看護・生活支援スタッフと日頃から連携を図り、個別支援モニタリングやカンファレンスにも参加し、リハビリ目標を設定します。

(2) 外来リハビリ

ア 利用者やご家族の要望を確認し、各利用者の生活に沿った目標の設定を行います。医師とも相談し、リハビリの介入頻度や内容を検討します。

イ 各関連機関との連携を図ることで、家庭・地域で暮らすための支援を行います。また、必要に応じて関連機関とのケースカンファレンスにも参加します。

ウ 新規外来の受付は基本的には先天性疾患の方を対象とし、可能な範囲で積極的に受け入れます。

エ 地域支援部・相談員と連絡を取り、県西地区の重症心身障害児者について現状を把握します。また、デイ・放課後等デイサービス利用者に関しては支援スタッフと連携を図りつつ、リハビリスタッフも利用中の様子を確認するなど出来るだけ要望に応えられるようにします。

<栄養管理>

1 目 標

- (1) 季節を感じられる、美味しく楽しい食事提供に努めます。
- (2) 安心・安全な食事提供に留意し、徹底した衛生管理と環境設備を行います。
- (3) 多職種協働で、個々の状態に応じたきめ細かい栄養管理を行い、QOLの向上に努めます。
- (4) 積極的な情報収集により専門職としての知識の向上に努めます。

2 内 容

- (1) 適時・適温を守り、咀嚼・嚥下機能や嗜好に配慮した食事を提供します。
旬の食材を取り入れることで食事に季節感を持たせ、毎月の行事食やお誕生日会では月ごとのテーマに沿った献立やケーキの提供を行い、食事に楽しみを感じていただけるよう努めます。
- (2) 令和元年度に開始した選択メニューについて、各部署と連携のもと、円滑な実施の継続に努めます。また、現時点での評価のためアンケート調査を実施し、改善点や課題点を洗い出し、今後の継続へつなげていきます。
- (3) 食事介助時には手指消毒、マスク・フェイスシールドを着用し感染防止に努めます。
厨房内の清掃・点検・環境調査を適切に行い、衛生管理と設備維持に努めます。
ヒヤリ・ハットや事故報告書については原因分析により的確な対策を立て、安心・安全な食事の提供に努めます。
- (4) 多職種との協働により、個々の栄養状態や摂食・嚥下機能に応じた食事を検討し、利用者の生活の質の向上に努めます。
毎月1回の栄養管理計画書作成の他、個別支援モニタリングやカンファレンス、摂食指導研修等に参加し、適切な栄養管理を実施します。

- (5) 研修会・学会等への参加や専門書の購読等により積極的に情報を得ることで、専門職として深く、幅広く知識を身に付けることに努めます。

<薬 局>

1 目 標

- (1) 医薬品の適正使用と情報提供に貢献します。
- (2) 他職種と連携し、適正な薬物治療が行われるよう努めます。
- (3) 短期・中期利用者の持参薬の適正対応に努めます。
- (4) 過不足のない在庫管理を徹底します。
- (5) 医療安全のため、医薬品安全管理を徹底します。
- (6) 専門職としての知識の向上に努めます。

2 内 容

- (1) 医薬品適正使用と情報提供
 - ア 薬事委員会を開催し、①採用医薬品の検討や更新、②重症化・複雑化による急変に対応出来る救急医薬品③災害対策医薬品を検討し、備蓄量、品目を調整していきます。
 - イ 随時、専門誌、公文書、メーカー通達書類、インターネット等から情報を収集し、医師、および看護師に情報提供を行います。
 - ウ 同効薬で品質及び信頼性が高く、低薬価の医薬品の採用を検討する事によって医療費削減を試みます。
- (2) 他職種との連携
 - ア 利用者の特性、病状に応じて、医師の処方計画に提言関与し、適正な薬物治療の補助に努めます。
 - イ 服薬状況について、医師、看護師、支援スタッフからも情報を収集し、利用者にとって最善の薬物投与が行われるように努めます。
- (3) 短期・中期利用者の持参薬への対応
 - ア 短期・中期利用者の持参薬を、一包化対応等簡素化してまとめるようにし、看護課と連携しながら、服薬の間違いが起こらないように努めます。
 - イ 短期・中期利用者の家族に対し、必要に応じて、薬剤情報、保管管理、服薬に関しての助言、指導を行います。
- (4) 在庫管理の徹底
 - ア 「使用期限切れ医薬品」が利用者に使用されないように、使用期限の調査を定期的実施します。
 - イ 廃棄医薬品が出ないように在庫量を調整し、また必要時に不足することのないよう、在庫管理を徹底します。
- (5) 医療安全における医薬品安全管理
 - ア 日本医療機能評価機構や医薬品医療機器総合機構、薬剤師会等からの情報を元に、ヒューマンエラーを起こしやすい事例報告等を収集し、他の医療スタッフに情報提供を行い、注意喚起を促します。
 - イ 医薬品安全管理に関する研修会を開催し、スタッフの医薬品に関する安全管

理についての意識向上に努めます。

(6) 専門職としての知識向上

ア 研修会への参加や専門書の購読、他の重心施設との連携により積極的に情報を得ることで、専門職としてのより深い知識習得に努めます。

地域支援センター

<相談室>

1 目標

障害のある方が、制度や分野、世代、人と資源を超えて「まるごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと地域をともに創る地域共生社会を目指します。

2 内容

(1) 小田原市基幹相談支援センター

令和2年12月から1市3町（小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町）より受託しています。基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務を行い、地域の実情に応じて以下の業務を行います。

ア 総合的・専門的相談を可能とする地域の相談支援体制の構築

どこでも何でも相談できる「断らないまるごと相談」を実施するために、適切な相談機関等へのつなぎの支援を行います。

イ 地域で見守り支えとなる地域住民の方々との連携強化のために、多機関とつながり地域づくりを行います。また、地域障害者自立支援協議会の事務局運営を通じて、地域課題の抽出・課題解決に向けて官民協働で取り組みます。

ウ 困難と感ずる支援等の相談を受けたら、課題の整理・見立て等を行いながらともに悩み、考え、伴奏することで、地域の相談支援専門員を孤立させないように取り組みます。また、相談支援現任者研修のインターバル支援や事例検討会、各種研修を企画運営し支援者の支援を行います。

エ 1市3町の行政・地域の相談支援事業所を対象に、各種研修・社会資源等に関する情報を収集・整理し発信します。

(2) 小田原市障害者相談支援事業

令和2年12月から1市3町（小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町）より受託しています。年齢・障害種別を問わず、児童期から成人期への移行期にも、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行います。

ア セルフプランフォローを含めた福祉サービスの利用援助および社会資源を活用するための支援を行います。障害特性に係る専門的支援が必要と確認された場合には、他機関と連携しながら支援します。

イ 箱根町・真鶴町・湯河原町の出張相談を行政担当者と連携のうえで行いま

す。

ウ ピアカウンセラー（肢体・視覚・聴覚）の活動の機会と場を作ります。

(3) 県西障害保健福祉圏域 相談支援等ネットワーク形成事業

平成 31 年 4 月より神奈川県から受託しています。圏域自立支援協議会の運営と 3 つのネットワーク等を形成・構築し、障害者福祉の増進を図ります。

ア 相談支援等ネットワークでは、令和 2 年度より継続開催している「医療的ケアがあってもともに暮らせるタウンミーティング」を通じて医療的ケア児等コーディネーターおよび研修修了者が多機関とつながれるように支援します。

イ サービス提供ネットワークでは、「サビ児管連絡会」と称し、サービス管理責任者および児童発達管理責任者同士が他事業所との実践の共有・意見交換ができる場をつくります。

ウ 地域移行・定着推進ネットワークでは、障害児施設の過齢児の地域や成人施設に移行する課題について、障害児等の意思決定を尊重しながらライフステージに応じた適切なサービスや住まいの場が選択できるように取り組んでいきます。

エ 支援に困難さを抱えている地域の相談支援専門員に対し、専門機関にコンサルテーションし、基幹相談支援センターや委託相談支援事業者とともに専門的助言を受け、継続的に支援を行います。

オ 神奈川県障害者自立支援協議会に参画し、協議会等の開催状況や相談支援等のネットワーク形成支援の取組み状況等について報告します。

カ 相談支援従事者初任者研修に対して講師等を派遣し、新規の相談支援従事者とのネットワーク形成を図ります。

(4) 計画相談事業

ア 障害児者の障害福祉サービスの計画相談支援

障害児者の心身の状況、その置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向等を勘案し、利用する障害福祉サービスの種類および内容を定めた計画を作成及び障害福祉サービス事業者との連絡調整を行います。

イ 障害児者の継続サービス利用支援

アの計画相談支援により、支給決定を受けた対象者に対し、支給決定の有効期間内において、定期的に利用状況を検証し、計画の見直し（モニタリング）を行ないます。

ウ 感染症対策について

ア、イについて、感染防止対策により、やむを得ない理由がある場合については、事前に利用者、家族、関係事業所等に丁寧に説明を行いその理解を得て、電話、文書、メール、リモート会議等を活用することにより、柔軟に対応します。

<ヘルパーステーション>

1 目 標

支援対象地域において、その地域ニーズの把握と積極的なサービス提供に務めます。特に障害福祉サービス等地域拠点事業における、障害特性などの理由により福

社サービスを受けることが困難なケースに対してサービスの提供に努めます。

2 内 容

(1) 個別支援計画の充実

上・下半期毎に、利用者本人及びご家族の意向を基に個別支援計画の作成・実施・評価を行います。

本人の意思決定を尊重し、何を望み、どのような支援が必要なのかを計画に入れ作成します。

(2) 関係機関との連携

ケア会議やカンファレンスに積極的に参加し、関係機関との連携を図り利用者本人及びご家族の状況の把握に努めます。

また、重度訪問介護による入院中のヘルパー派遣をおこない、利用者が在宅と同じように安心して過ごせるよう、サービス提供に努めます。

(3) 多様な障害種別への対応

強度行動障害の方や精神疾患をお持ちの方など、専門的な支援がおこなえるよう OJT や OFF-JT により、障害特性の理解や支援方法など専門的な知識や技術の取得に努めます。職員のスキル向上を図り、利用者の状態の変化や様子について把握できるよう努めます。

(4) 事業の受託

神奈川県から障害福祉サービス等地域拠点事業（ホームヘルプ）を受託し、障害特性、居住地域等の理由から福祉サービスを受けることが困難なケースに対して、支援いたします。

サービス提供にあたっては、計画相談事業所や行政などの関係機関と連携し、利用者の情報共有に努めます。

<地域活動支援センター事業>

1 目 標

(1) 自尊感情、自己肯定感の向上

一人ひとりの得意なこと、好きなことを活かせる環境づくり（プログラム活動等の充実）を通して、利用者の自尊感情、自己肯定感を育み、生きる力（生活力）の向上を図ります。

(2) 個別支援・家族支援の充実化

利用者、その家族に寄り添い、発達段階に応じた目標を共有し、障害受容に対する支援はもとより、利用者と共に新たな生き方（リカバリー）を模索する体験の機会を創造します。

(3) 地域支援

引き続き、重層的支援体制整備に向けた関係機関との連携の強化を図っていきます。ひまわりが居場所であり、通過点でもあることを念頭に、利用者が地域（公的な支援、インフォーマルな資源）と繋がることを積極的に支援する。交流スペースの活性化、地域づくりに務める利用者の意思や主体性を尊重し、感染対策をしっかりとおこないながら各々が興味や関心を持って、積極的に取り組める個別支援、日中活動の充実を目指します。

2 内 容

(1) 創作的活動等の機会の提供

利用者が得意なことを活かせるよう創作活動をはじめとした多様なプログラムを通して、利用者の自尊感情を育み、生きる力（生活力）の向上を図ることを目指します。また、ちいきふくし博等の普及啓発イベントにおいて、表現や体験を媒介とした利用者と支援者・地域住民との出会い、共感、交流を促進します。

(2) 福祉及び社会基盤との連携強化

地域に根ざした事業展開をする必要性に鑑み、以下の連絡会・協議体等へ参画します。

- ・ 自立支援協議会 県西障害保健福祉圏域障害者自立支援協議会
足柄上地区自立支援協議会

- ・ 小田原保健福祉事波及できるよう普及啓発活動を行います。

親子通所務所足柄上センター地域移行推進会議

- ・ 委託相談支援事業所との情報共有（毎月第2水開催）
- ・ 利用者のモニタリング、ケース会議等

(3) 社会との交流の促進

福祉サービス利用の準備段階にある方、退院後の居場所として利用する方にとって、ゆるやかな社会資源の利用、社会参加の第一歩として活用いただけるよう、更なる周知を図っていきます。

利用者同士の交流、余暇の充実、社会参加への動機づけをねらいに、グループでの外出、地域のイベント参加等を行います。交流スペースの活用については、新型コロナウイルス

ウィルス感染拡大防止の為、開放を休止しているが、感染防止対策を講じながら県西地区の感染状況を鑑みて、段階的に再開できるよう体制整備を進めます。

(4) 地域住民ボランティア育成

ボランティアと協同した活動等を積極的に取り入れることにより、利用者が社会との接点をより多くもてるよう支援します。具体的には社会福祉協議会との連携、各市町生涯学習課、自治会・近隣の高校・大学・専門学校の学生等との交流の機会を活用していきます。

(5) 普及啓発

地域生活を支える基盤を作り出す為に、地域における利用者と近隣住民との豊かな接触体験を促進します。令和2年度オンライン開催の実績・課題をふまえて、ちいきふくし博参加事業所等を中心にふくし月間として、引き続き、県西圏域へ波及できるよう普及啓発活動を行います。

(6) 親子通所における家族支援

親子通所事業における「家族支援」では、家族がお子さんの特性や、わかりやすい視覚的な支援、スケジュールを明確にする等の手立てを知ることによって「家庭の安定」「養育環境の充実」につながる支援をします。また、連携強化を図ってきた関係機関とのネットワークで「気づきの段階からの早期支援」「多様なニーズに対応できる支援体制」を構築します。

<児童発達支援事業「くまさん教室」>

1 目 標

南足柄市在住の児童に対する、気になる段階からのトータルサポートとして、本人に対する「発達支援」、悩み孤立しがちな家族に対する「家族支援」、インクルージョン、将来の自立に向けた「地域支援」を中心に本人と家族を丸ごとサポートしていきます。

2 内 容

(1) 発達支援

利用児童の主体性を第一に、楽しく観ること聴くことが出来るような支援を目指し、その子の特性に合った支援プログラムを立案、提供します。集団活動として、月ごとの活動内容のテーマを決め場面展開することで、意識の定着につながるようにしていきます。

(2) 家族支援

保護者が安心して子育てに向き合えるように、家庭連絡帳のやり取りや、月2回の母子通園（うち1回は保護者会）等で児童の日々の成長を確認し合い、保護者の不安や悩みの軽減に努めると共に、保護者同士の気軽な交流の場になるように支援していきます。

具体案として、臨床心理士との協働によりグループワーク等を企画し（生活リズム・睡眠・食事など）保護者に家庭内での対応策を知らせていきます。

(3) 地域支援

児童及びその家族に対して身近な地域資源の情報提供と、地域移行にスムーズに繋がるように、市内の幼稚園や保育園等との交流や連携を図って行きます。また、地域のボランティアグループの方々に定期的に、保育参加して頂き交流の機会を持ちます。

(4) 移行支援

就園を迎える児童の中で、移行先の幼稚園・保育園だけでは成長の促しが期待できない上、自分の置かれた状況理解が難しいと予測される児童に対して、移行がスムーズに行えるように、特性に合った支援の場の提供を引き続き行いたいと考えています。（未就園児クラス9：30～13：00での対応4ヵ月位の期間を目途に行います）

(5) 早期の支援体制

早期の支援体制として、南足柄市のフォロー教室、ひまわり児童部門との連携はもとより、市内の子育てに関する各施策体系の中に、保育士の派遣等を提案していきます。

また、利用児童の移行に関する幼稚園・保育園等との連携の強化に努め、気になる段階からのトータルサポートに向けた体制作りをしていきます。

(6) 職員の人材育成・資質向上の取り組み

南足柄市「くまさん教室」の支援力向上を目指し、臨床心理士を中心に月ごとの療育内容の振り返りや、勉強会の実施、法人の内部研修や外部研修へ積極的に参加します。

風 祭 事 業 部

<デイサービスセンター>

1 目 標

利用者の意思や主体性を尊重し、感染対策をしっかりとおこないながら各々が興味や関心を持って、積極的に取り組める個別支援、日中活動の充実を目指します。

2 内 容

(1) 個別支援計画の充実

半期ごとに利用者ご本人、ご家族と面談を実施し、意見交換をおこないます。ご本人の意向を踏まえ、利用者同士で楽しさを共有・共感し合える個別支援計画の作成・実施を目指します。また、サービス等利用計画を把握し、関係する事業所等とのカンファレンスに積極的に参加し、情報を共有し統一した支援の提供を目指します。

(2) 日中活動・行事の充実

感染症対策を講じながら利用者の意思や主体性を尊重し、利用者自身が主役となって参加出来る活動や、同じ興味関心を持った利用者同士のサークル活動、全体での交流が出来る活動を企画、実施します。また、秋祭りや県西地区文化事業での展示や販売を通じて、日々の取り組みをご家族や地域の方に見ていただけるように努めます。

季節行事としてクリスマス会やかき氷、ハロウィン等のイベントを実施し、放課後等デイサービス「きゃんばす」、地域活動支援センターの活動と連動し、利用者同士の交流を図ります。

(3) 人材育成

職員の資質の向上を図るため、障害特性、疾患、感染対策、医療ケア、障害者の権利などの知識や介護技術を習得できるように、部署内、部署間での勉強会を企画します。

<放課後等デイサービス「きゃんばす」>

1 目 標

主体性と個性を尊重し、さまざまな場面において自らの意思が反映されるような支援を行います。また、療育活動を通して、基本的動作の獲得・知識技能の向上・集団活動への適応ができるように、適切な支援や援助を提供します。

2 内 容

(1) 個別支援計画の充実

関係機関と連携を図り利用者や家族のニーズ、生活状況、心身の状態などの情報を職員間で共有し、適宜アセスメントをします。

また、本人の「強み」や「ポジティブな特性」を中心に専門的な見地から適切な支援内容を検討し、計画の作成、実施、評価、改善を継続的に行います。

(2)発達支援

利用者の行動や発する声などに丁寧に応答し、自らの気持ちを伝えることが育めるように支援します。また、お手伝いや係活動など集団における役割を担い、助け合う思いやりの気持ちを養えるように支援します。

(3)家族支援

行事などを通して、ご家族同士の交流・情報交換の場を提供します。

また、ご家族の不安や悩みに寄り添い、成長を共に喜び共感し合うことで、ご家族が子育てに自信をもち、楽しく子育てが出来るような働きかけをします。

(4)地域支援

地域の感染症の流行状況に応じ、近隣への外出活動などの内容を検討し、計画・実施いたします。「地域の方々との交流」「新しい体験・発見」の経験を通して、社会の一員としての自覚や社会と関わろうとする気持ちを育めるように支援します。また、ボランティア等の受け入れにより、地域社会との交流の機会を図ります。

(5)人材育成

職員の資質や介護技術、支援に対する意識の向上を図るため、勉強会や各種研修会への参加をします。

ア 内部勉強会の実施

部署内で日々の支援を振り返り、適切な支援方法について職員同士の意見交換会や勉強会を行い主体的に学び合う機会をつくります。

イ 外部研修・講習会への参加

自立支援協議会子ども部会が主催する研修会への参加や法人の自主研修制度を活用し、重心児に向けた療育内容などの研修会に参加します。